

## 法改正の背景

・我が国では単独処理浄化槽（※）が浄化槽全体の53%、400万基残存。  
環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。 ⇒ 第1・第2・第5

※し尿のみを処理する浄化槽。平成12年法改正で原則として新設は禁止。

・水質に関する定期検査の受検率は40%にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。 ⇒ 第3～第7

## 第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽（※）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。

⇒相当の期限を定めて勧告・命令も可能。

※「特定既存単独処理浄化槽」＝既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

## 第2 公共浄化槽

### 一 公共浄化槽の設置に関する計画

市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。

（計画は、下水道（予定）処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象）

### 二 排水設備の設置等

・公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこと。

⇒違反者には勧告・命令が可能。

・市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。（国による市町村への援助も規定）

### 三 その他公共浄化槽に関し必要な事項

- ・排水設備の検査
- ・使用に係る料金 など

## 第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

## 第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

## 第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

## 第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

## 第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。

# 浄化槽法の一部改正について

令和元年6月12日参议院本会議で成立

## 背景

- 清らかなせせらぎを取り戻し、湖や海の水質を守るために合併処理浄化槽が必要。
- 生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は全国で多く残存し、老朽化による破損・漏水も懸念され、早急な転換が必要。
- 定期検査の受検率は40%と低く、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検と管理の指導強化が必要。
- 「単独処理浄化槽の転換」と「浄化槽の管理の向上」を同時に実現することが必要。

## 単独処理浄化槽の転換

- そのまま放置すると支障が生ずるおそれのある単独浄化槽の除却等の指導助言権限を行政に付与（併せて宅内配管も含めた合併浄化槽転換に支援）

上部破損



単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去      合併浄化槽設置      配管工事

単独転換には宅内配管も含めた工事が必要

➢ 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。（約6,000件）


➢ 生活排水の垂れ流しのみならず公衆衛生に支障を生じる可能性

（数字は1人1日あたりのBOD量）

処理前	処理後
し尿 40g	し尿 32g
し尿 13g	し尿 5g
炊事 18g	炊事 18g
その他生活排水 9g	その他生活排水 9g
<b>処理前合計 80g</b>	<b>処理後合計 66g</b>

8倍の汚濁負荷

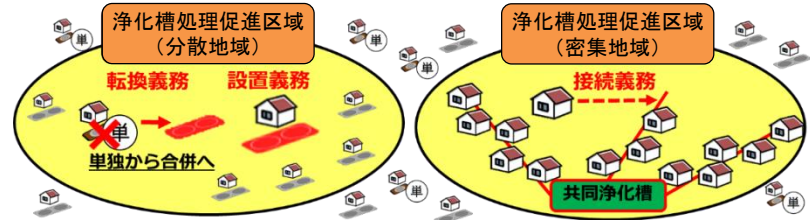
垂れ流し



合併処理浄化槽      単独処理浄化槽

- 単独処理浄化槽の汚濁負荷は合併処理浄化槽の約8倍。生活雑排水は垂れ流し

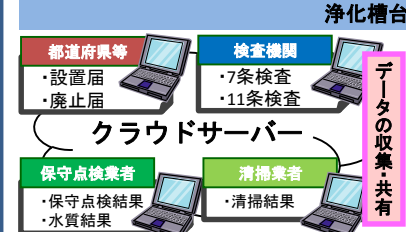
- 自然的経済的社会的観点から、市町村の浄化槽処理促進区域の指定
- 区域内に市町村が設置する公共浄化槽制度の創設（単独浄化槽等を使用する住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）



## 浄化槽の管理の向上

- 関係者の情報提供を通じた行政による浄化槽台帳整備の義務化及び休止手続き（休止前に清掃することで休止中の維持管理免除）の明確化

浄化槽台帳システムのイメージ



都道府県等  
・設置届  
・廃止届

検査機関  
・7条検査  
・11条検査

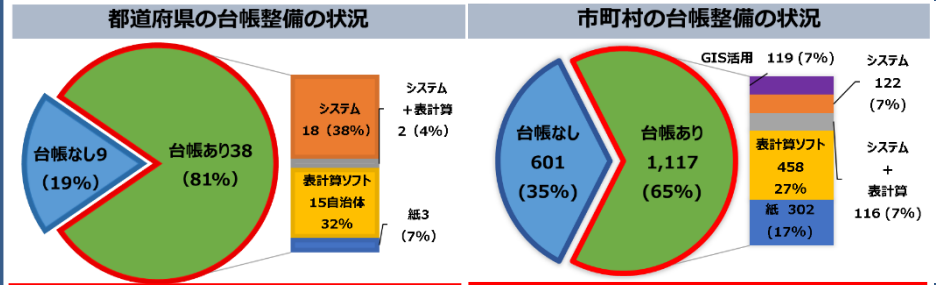
クラウドサーバー

保守点検業者  
・保守点検結果  
・水質結果

清掃業者  
・清掃結果

データの収集・共有


- 維持管理状況等の的確な把握によりきめ細かな管理・指導が可能
- 浄化槽管理の更なる適正化を推進
- 関係者の連携による精度の向上が必要



- 約20%が台帳未整備
- システムによる台帳管理は約40%
- 約35%が台帳未整備
- GIS活用も含めたシステムによる台帳管理は約20%

- 行政や浄化槽関係者等を構成員とした協議会の設置（浄化槽管理者に対する支援や浄化槽台帳の作成、公共浄化槽の設置等に関して必要な協議を実施）
- 保守点検業の登録時に浄化槽管理士の研修の機会の確保を要件化

維持管理講習会の様子



- 浄化槽の性能の高度化に伴い、高い維持管理技術が求められている
- 保守点検業の登録更新時に研修会受講等浄化槽管理士の質を確保策を要件化

- 環境大臣の責務規定として、都道府県知事に対して定期検査に関する事務の助言や支援に努めることを明記（定期検査の受検率が低い都道府県を念頭）

施行日：公布日から1年以内で政令で定める日